

令和5年第1回

高森町議会3月定例会会議録

令和5年3月6日開会

令和5年3月10日閉会

高 森 町 議 会

3 月 6 日（月）
（第 1 日）

令和5年第1回高森町議会定例会（第1号）

令和5年3月6日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

6 番 芹口 誓彰君

8 番 本田 生一君

日程第 2 会期の決定

（1）会 期（5日間）

自 令和5年3月6日

至 令和5年3月10日

（2）会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
3月6日（月）	本会議	議案審議
3月7日（火）	本会議	一般質問
3月8日（水）	休 会	総務文教常任委員会 産業厚生常任委員会
3月9日（木）	〃	議会運営委員会 議会広報特別委員会 水資源対策特別委員会 地方再生特別委員会
3月10日（金）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 5 同意第 1 号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 6 議案第 2 号 高森町観光交流センターの指定管理者の指定について

日程第 7 議案第 3 号 高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について

日程第 8	議案第 4 号	高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について
日程第 9	議案第 5 号	辺地に係る公共的施設の整備計画の策定について
日程第 10	議案第 6 号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第 11	議案第 7 号	工事請負契約の変更について
日程第 12	議案第 8 号	工事請負契約の変更について
日程第 13	議案第 9 号	高森町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
日程第 14	議案第 10 号	高森町個人情報保護法施行条例の制定について
日程第 15	議案第 11 号	高森町個人情報保護審議会条例の制定について
日程第 16	議案第 12 号	高森町実費弁償条例の一部改正について
日程第 17	議案第 13 号	未来のまちづくり事業継承基金設置条例の制定について
日程第 18	議案第 14 号	高森町将来をになう人材育成基金設置条例の制定について
日程第 19	議案第 15 号	高森町エンタメ業界と連携したまちづくり推進基金設置条例の制定について
日程第 20	議案第 16 号	高森町営学生寮設置条例の制定について
日程第 21	議案第 17 号	横町子ども公園設置条例の制定について
日程第 22	議案第 18 号	高森町復興基金設置条例の廃止について
日程第 23	議案第 19 号	高森町職員の定年等に関する条例の一部改正について
日程第 24	議案第 20 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 25	議案第 21 号	高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 26	議案第 22 号	高森町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 27	議案第 23 号	令和 4 年度高森町一般会計補正予算について
日程第 28	議案第 24 号	令和 4 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 29	議案第 25 号	令和 4 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第 30	議案第 26 号	令和 4 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
日程第 31	議案第 27 号	令和 4 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につ

いて

日程第 3 2 議案第 2 8 号 令和 4 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算
について

日程第 3 3 議案第 2 9 号 令和 5 年度高森町一般会計予算について

日程第 3 4 議案第 3 0 号 令和 5 年度高森町国民健康保険特別会計予算について

日程第 3 5 議案第 3 1 号 令和 5 年度高森町後期高齢者医療特別会計予算につ
いて

日程第 3 6 議案第 3 2 号 令和 5 年度高森町介護保険特別会計予算について

日程第 3 7 議案第 3 3 号 令和 5 年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

日程第 3 8 議案第 3 4 号 令和 5 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算につ
いて

日程第 3 9 議案第 3 5 号 令和 5 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算
について

日程第 4 0 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番	後藤 巖 君	2 番	津留 智幸 君
3 番	後藤 清治 君	4 番	牛嶋 津世志 君
5 番	後藤 三治 君	6 番	芹口 誓彰 君
7 番	立山 広滋 君	8 番	本田 生一 君
9 番	田上 更生 君	10 番	佐伯 金也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

町 長	草村 大成 君	総 務 課 長	馬原 恵介 君
教 育 長	佐藤 増夫 君	健康推進課長	住吉 勝徳 君
生活環境課長	津留 大輔 君	政策推進課長	岩下 雅広 君
建 設 課 長	岩下 徹 君	住民福祉課長	阿蘇品 かおり さん
税 務 課 長	眞原 友紀 君	農林政策課長	後藤 一寛 君
会 計 課 長	今村 親助 君	教育委員会事務局長	緒方 久哉 君
T P C 事務局長	二子石 誠 君	教育委員会審議員	村上 純一 君
課 審 議 員	石橋 良介 君	建設課審議員	高崎 康誌 君
住民福祉課審議員	石田 昌司 君		

生活環境課財産管理係長兼町民支援係長 植田 雄亮 君
総 務 係 長 馬原 孝平 君 建設課水道係長 山田 耕生 君
財 政 係 長 木村 允哉 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 荒牧 久 君 議会事務局係長 篠田 江吏子 さん

開会 午前10時00分

—————○—————

○議長（佐伯金也君）おはようございます。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）おはようございます。

本日、令和5年高森町議会第1回定例会を招集しましたところ、議員の皆さまにおかれましては大変御多忙の中、御参集をいただき厚く御礼を申し上げます。

まずもってお断りをさせていただきたいんですが、アレルギーの持病と花粉症で、花粉症の薬を飲めないこともあり、答弁中だったり挨拶中に大変見苦しいというよりも、咳が出たりとかする恐れがありますので、マスクをはめさせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

新型コロナウイルス感染症につきましては、国のほうでマスク着用の考え方の見直しが見されたほか、5月には、感染法上の5類への移行が検討をされております。本町では、集団接種も2月の16日に一旦終了をいたしました。今後は感染状況を注視し、状況に応じて集団接種の再開や経済対策等の各種施策の実施も同時に検討をしていかなければいけないかなというふうに考えておりますので、住民の皆さまには今後も個々で引き続き対策をお願いしたいというふうに思います。

さて、いよいよ4月から開設されます公立高校、全国初の県立高校、高森高等学校マンガ学科につきましては、またグローバル学科につきましても、前期選抜試験では2倍近い倍率の出願者があり、また後期選抜試験についても定数を超える出願があったというふうに報道がなされております。本日、合格発表がありましたということですので、御報告を差し上げたいというふうに思います。

令和5年度につきましては、このほかにも南阿蘇鉄道の全線開業、町内全域の光ファイバー10ギガサービスの提供開始と、町にとってはこれからを大きく飛躍するベースの部分が始まるということですので、大変記念すべき1年になるのではないかなというふうに考えております。

私も含め、本日のメンバーさん、議員さん全員が4月末の統一選挙を控えておりますので、本定例会が定例会としては最後になるかと思いますが、執行部では、これからもこの残り任期時間も、事業効果の最大化を図るため、各事業の遂行に取り組んでまいることとなると思いますので、議会の内外から、また町民の皆さまにも御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、本日の定例会に提案します案件は、承認1件、同意1件、予算13件を含む議案34件、合計36件でございます。よろしく御審議をいただき御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

○議長（佐伯金也君） どうもありがとうございました。

町長、それだけでよろしいですか、御挨拶は。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回高森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配布しております議事日程のとおり行います。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐伯金也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番芹口誓彰君、8番本田生一君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（佐伯金也君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、2月7日に行われました議会運営委員会において、本日から10日までの5日間と決定しておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から10日までの5日間とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（佐伯金也君） 日程第3、諸般の報告を議題とします。

12月定例会後に行われた諸般の報告を、各委員長及び監査委員からお願いします。

まず、議会運営委員会の報告をお願いいたします。議会運営委員長、芹口誓彰君。

○議会運営委員長（芹口誓彰君） おはようございます。6番、芹口です。

議会運営委員会の協議内容及び結果について報告をいたします。

令和5年第1回高森町議会定例会の開催にあたり、去る2月7日に全委員出席のもと委員会を開催。会期につきまして協議し、会期はただいま決定いただきましたとおり、本日3月6日から3月10日までの5日間の会期として、7日に一般質問、8日に各常任委員会、9日に特別委員会を開催することにしました。

次に、一般質問の通告期限は2月27日の正午までと決定しました。2月28日に全員出席のもと、2回目の委員会を開催しました。一般質問の取扱いについて協

議し、期限までに通告があった2名議員の質問順については、議会運営基準に基づき、通告順によって1番津留智幸君、2番牛嶋津世志君と決定しました。なお、質問時間は答弁時間を含め1時間であります。

次に、議案の取扱いについて協議しました。今定例会に上程されました案件は36件であります。承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第2号、議案第3号、議案第4号の各施設の指定管理者の指定については、本日討論、採決、議案第5号、辺地に係る公共的施設の整備計画の策定については総務文教常任委員会付託、議案第6号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、及び議案第7号、工事請負契約の変更については本日討論、採決、議案第8号の工事請負契約の変更については総務文教常任委員会付託、議案第9号、高森町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、議案第10号、高森町個人情報保護法施行条例の制定について、議案第11号、高森町個人情報保護審議会条例の制定について、議案第12号、高森町実費弁償条例の一部改正については一括議題として本日討論、採決、議案第13号、未来のまちづくり事業継承基金設置条例の制定について、議案第14号、高森町将来をにう人材育成基金設置条例の制定について、議案第15号、高森町エンタメ業界と連携したまちづくり推進基金設置条例の制定について、議案第16号、高森町営学生寮設置条例の制定について、議案第17号、横町子ども公園設置条例の制定については総務文教常任委員会付託、議案第18号、高森町復興基金設置条例の廃止については本日討論、採決、議案第19号、高森町職員の定年等に関する条例の一部改正について、議案第20号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については一括議題として本日討論、採決、議案第21号、高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第22号、高森町国民健康保険条例の一部改正については本日討論、採決、議案第23号、令和4年度高森町一般会計補正予算については各常任委員会付託、議案第24号から議案第28号までの令和4年度高森町各特別会計補正予算については産業厚生常任委員会付託、議案第29号、令和5年度高森町一般会計予算については各常任委員会付託、議案第30号から議案第35号までの令和5年度高森町各特別会計予算については、議案第30号から34号までの5特別会計予算は産業厚生常任委員会付託、議案第35号の特別会計予算については総務文教常任委員会に付託としました。

また、12月定例議会以降、請願、陳情書の提出はありませんでした。

私たち議員は、任期最後の議会定例会となりました。有終の美を飾るべく、議員各位におかれましては、本定例会にあたりまして、慎重なる審議と円滑なる議会運

當に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（佐伯金也君）ありがとうございました。

次に、総務文教常任委員会の報告をお願いします。総務文教常任委員長、芹口誓彰君。

○総務文教常任委員長（芹口誓彰君）閉会中の総務文教常任委員会につきましては開催をしておりませんので、報告事項はありません。

以上です。

○議長（佐伯金也君）次に、産業厚生常任委員会の報告をお願いいたします。産業厚生常任委員長、本田生一君。

○産業厚生常任委員長（本田生一君）おはようございます。８番、本田です。産業厚生常任委員会の諸般の報告を申し上げます。

１２月定例会後、委員会は開催をいたしておりません。しかし、委員会の計画といたしまして１月の終わりから２月上旬にかけて委員会の研修視察をやろうということで計画をいたしておりました。課は農林政策課でございますけれども、農林政策課課長をお願いをいたしまして、研修地等についてお願いをいたしておりました。研修地につきましては佐賀県のほうにというようなことで段取りをしていただいておりますけれども、１２月定例会後の新聞報道等がなされました。それから１０日ほどたったと思いますが、津留議員から警察のほうに被害届が提出をなされました。その後、私たちの聞き取り調査が年末から。

○議長（佐伯金也君）本田生一議員、委員長報告であります。産業厚生常任委員会の報告のみでお願いをいたします。

○産業厚生常任委員長（本田生一君）はい。そのようなことで、委員会の研修をやむなくできないような状況になりましたので、農林政策課課長と相談をいたしまして、研修を取りやめにいたしております

以上、報告を終わります。

○議長（佐伯金也君）次に、議会広報特別委員会の報告をお願いいたします。議会広報特別委員長、牛嶋津世志君。

○議会広報特別委員長（牛嶋津世志君）おはようございます。４番、牛嶋です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

現在の議会広報特別委員会の紙面づくりとなる議会広報紙第８８号について、１２月の定例会、令和５年１月５日、１２日、１９日、２６日に委員会を開催し、２月７日の発送に向けて協議をいたしました。約４年間の現在の広報委員さんの皆さんで編集作業をしてまいりました。見やすい、わかりやすい議会広報紙を目指して

きましたが、思うようにいかなかった点が多かったと思われます。次回の議会広報 89号は、新しい広報委員さんの編集となりますので、楽しみにさせていただいております。

以上、議会広報特別委員会の報告を終わります。

○議長（佐伯金也君）次に、水資源対策特別委員会の報告をお願いいたします。水資源対策特別委員長、牛嶋津世志君。

○水資源対策特別委員長（牛嶋津世志君）再度、おはようございます。

水資源対策特別委員会の報告をいたします。

高森町議会では、水道供給事業に関する問題について解決を図るため、令和元年12月に水資源対策特別委員会を立ち上げ検討を行ってまいりました。年に4回開催されます議会定例会において、特別委員会を開催し検討を重ねてきたところでございます。主な検討内容は、1に水資源の安定供給に関する対策、2に水道事業経営の安定対策について議員全員で取り組んでまいりました。特別委員会で協議を行ってきた内容について、執行部と協議内容を精査し、新しい議会へ引き継ぎたいと思います。

以上、水資源対策特別委員会の報告といたします。

○議長（佐伯金也君）次に、監査委員の報告をお願いいたします。監査委員、立山広滋君。

○監査委員（立山広滋君）おはようございます。7番、立山でございます。

監査委員から諸般の報告を申し上げます。

12月定例会後の監査について御報告いたします。

まず、例月出納検査について御報告申し上げます。昨年の12月20日、1月24日、2月21日に実施しましたので結果を御報告申し上げます。一般会計、特別会計、6会計の出納状況、13基金の属する現金の出納状況及び運用状況、歳入歳出ほか現金の出納保管状況等を吉良代表監査委員と監査をしたところ、いずれも適正に処理されておりました。年度末において未請求、未払い等内容を留意し、適正な予算執行に努められるようお願いいたします。

次に、12月20日に財政支援団体、いわゆる指定管理団体の監査を行い、高森町観光交流センター、高森町奥阿蘇物産館、高森町奥阿蘇キャンプ場、高森町奥阿蘇特産品加工場、各指定管理者立ち会いのもと、決算報告書、帳簿等関係書類に基づき説明を求め監査したところ、適正な運営を確認しました。なお、今後も安定的な運営に努められますようよろしくお願いします。

また同日、色見保育園、高森中学校、高森中央小学校の備品監査を行った結果、適正に管理されておりました。特に中央小学校においては、備品台帳に写真を付け、

職員全体で把握できるよう工夫されており、備品管理の模範となることを感じたところでは。

次に、1月31日に令和4年度の執行状況に関し、各課・局から主な事業や不用額、収入、滞納状況について詳細な説明を受け監査したところ、新型コロナウイルスによるイベントや会議の中止等の影響もあり、不用額が目立ち、補正予算への対応を確認しました。また、町税や使用料等についても職員の努力を感じたところです。今後も滞納者への継続的な徴収をよろしくお願い申し上げ監査委員の諸般の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（佐伯金也君） どうもありがとうございました。

5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君） 5番、後藤です。

ただいま各委員長等から諸般の報告をいただきましたが、確認したいことがありますので発言を許可していただきたいと思います。

○議長（佐伯金也君） どうぞ。

○5番（後藤三治君） ただいまの広報委員会のほうから12月定例会後、3回、4回なりの広報委員会を開いて、2月7日の広報紙づくりに努められたという報告がありました。見させていただきました。大変詳しく掲載をされておりますが、その中で気づいた点がありましたので意見を言わせていただきたいと思います。

これは、その88号議会日より「絆」でございます。これは各世帯に回っておりますので、今日は私だけが持ってきておりますけれども帰ってまた読んでいただきたいと思います。この中で8ページ、9ページ、1月10日の私に対する議員辞職勧告決議案、それから高森町議会議員の暴力行為の再発防止と綱紀粛正に関する決議、これは確かに可決されております。これに対して異論を申し上げることはありませんが、この中の中段ほど、8ページですが、ここの文言について異議がありますのでお尋ねしたいと思います。

まず、事務局長にお尋ねします。ここに書いてあります内容は、令和5年1月10日の臨時会にて、高森町議会議員の暴言、暴力、恫喝に関する決議案が提出され可決されましたと掲載されております。この議案は提出されているかどうか答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐伯金也君） 議会事務局長、荒牧久君。

○議会事務局長（荒牧 久君） 事務局に質問というのは初めてなんですけども、今5番、後藤三治議員の御質問にお答えしたいと思います。

この広報に載ってございました意見書ですね、これは議員辞職勧告決議案、それか

ら議員辞職勧告決議案のときの意見書がそのまま提出されたのを抜粋をされております。

以上でございます、よろしいですか。提出されたものです、以上です。

○議長（佐伯金也君）はい、後藤三治君。

○5番（後藤三治君）事務局長に答弁を求めるというのは初めてだと思いますが、要するに議会関係の補佐役として事務局長がおられます。私が言ったのはそういう議案が提出されたかということをお尋ねしたわけです。確かに今局長が言われたように、私に対する議員辞職勧告決議案の意見書はそのまま記載されております。先ほど申しましたように、これに異論を唱えることはありませんと申し上げました。それから高森町議会議員の暴力行為の再発防止と綱紀粛正に関する決議があったことも確かです。ただ、その上に提出されていない議案が明記されているわけです。再度申し上げますが、「高森町議会議員の暴言、暴力、恫喝に関する決議案が提出され可決された」と記載されているから、この議案が提出されましたかということ聞きしました。そのことのお答えをいただきたいんです。お願いします。

○議長（佐伯金也君）今の5番、後藤三治議員の質問でございますが、その当時の議案等について書類等をこちらのほうに準備をいたしておりません。ですから、今の質問等については後ほど全員協議会か、議会の中で御質問がありましたからこの中で御報告をするべきだと思っております。議会広報委員長も含め、議会運営委員長、それに事務局長、それに私含めてその内容について精査をして後ほど報告をしたいと思っております。

○5番（後藤三治君）私が事務局長に聞いたのは、要するにそういう議案があったかなかったかを一応聞いた上で、その後、議長並びに広報委員長にお尋ねしたかったんです。要するに、私が今持っております高森町議会広報特別委員会の規定の中の第2条に、議会広報を通じて議会の活動状況を地域住民に周知し、住民の行政に対する理解に関心を深めるため議会だよりについて協議し、その円滑な発行を期することを目的とされております。私が今言おうとしているのは、こういう議案ははっきり言って出てないんです。出てないのを、要するに町民にお配りする「絆」の中で、ありもしないことを掲載していいのかという質問をしているわけです。

これ確かにですね、この議員勧告辞職のもととなったのは、昨年12月9日の私の津留議員に対しての暴言、暴力は私は認めておりませんけれども、それが起因していると思います。また、この提出された決議案はそういったことが二度と起こらないように、再発防止と綱紀粛正を全議員にお願いするという決議ではなかったかと私は思っております。1月10日、臨時会の後に私議長のほうにもお話をしました。これは全議員が守るべき決議じゃないか、なぜ私のことをこの決議文で書く

のかといったときに、議長のほうから「私もそう思う」と言われたと私は記憶しておりますよ。これつくられた方も確かに名前を言われました。これが本当に再発防止と綱紀粛正に値する決議であったのか、これもちよっと問題がありますが、これは要するに全員協議会等でお諮りしたいと思いますが、その上の文言がですよ、そういう議案がないのにあたかもあったように編集されて、この続けて読みますと、この決議文は、要するに暴言、暴力、恫喝に関する決議案を助長するような内容になっているわけです。確かに先ほどから申しますように、私は議員辞職勧告を受けました。受けたときに私の罪はそこで終わっているわけです、はっきり言って。だからこういうことは二度と議員間で起こらないようにということが決議文じゃないんですか。それをあえてない議案を明記して町民に知らせるということは、これは問題があると思いますので、早速精査されて町民に対して訂正なり謝罪なりしていただきたいというふうに思いますし、これを編集された方には責任を取っていただきたい。

以上であります。

もう一つだけお願いします。昨年の12月9日から新聞、テレビ報道等でたくさん報道されました。私も十分反省いたしておりますが、この中で大変なことが私も気づきました。と言いますのは、全員協議会中で起きた事件というふうに、この「絆」でも報じられておりますが、全員協議会中ではないということを訂正させていただきたい。要するに、議長のほうから全員協議会は終了しますと言われた後の出来事でありますので、ここをこのように書かれますと、公式の場で私が恫喝、あるいは暴力をふるったと町民の方も思われると思いますが、一般的な雑談の中で起きた事件でありますので、併せて訂正をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐伯金也君）今、議会広報紙「絆」の内容について、5番、後藤三治君のほうからもろもろの指摘がございました。その内容につきましては、私もその「絆」を手元に持ってきておりませんので、後ほど今申し上げました議会運営委員長、議会広報特別委員長、私含めて精査をいたしまして報告をいたしたいというふうに考えております。

私は先ほど言われた決議文について、そう思うと申し上げましたのは、やはり決議文という内容は議員全体がという気持ちでございます。ですから個人の名前を出してよかったのかなという疑問はございました。ただ、私は意見書をその日に提出してこられまして、その場で見たものですからそのときに単純に思っただけであります。私は議会運営委員長は当時、病欠をされておりましたから仕方なかったんですか、副委員長のほうと事前に電話で協議をされておりましたので、副委員長のほ

うにもそのときにその指摘をしていただいたらよかったのにねという話はさせていただきました。何分、私よりも早くこの決議文について御覧になっておられましたので、そう単純に考えたわけでございます。

それも含めて、後ほど4者で話し合いをして、精査をして報告をしたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

はい、本田生一君。

○8番（本田生一君）8番、本田ですが、今議運長、そして副委員長がというようなこととお話をなされましたが、私、局長のほうからこの決議文についていただきました。その決議文を読ませていただきまして、この決議文は私の考えとしては本当ではないというようなことで私は思いましたので、議運長に相談をいたしまして、これは私は読めませんので局長にお返ししますよというようなことはお話をしておりますので、それは申し添えておきます。よろしくお願いします。

○議長（佐伯金也君）ありがとうございます。

1番、後藤巖君。

○1番（後藤 巖君）すみません、今日は議会ですので議案を進行していただきたいので、先ほど議長が言いましたけれども4者の話、これをまずしていただいてそれをまた報告していただくということで、議案審議のほうを進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐伯金也君）わかりました。

まず、今1番議員のほうから話があったとおり、本日は多くの議案が準備されております。その議案審議をし、またその合間をみてそれぞれで協議をしたいと思っております。

それから申し上げます。先般、熊本県町村議会議長会定期総会において、4名の議員さんの表彰状が届いております。最終日の議会終了後に伝達をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（佐伯金也君）日程第4、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）承認第1号で御報告いたします専決第1号、令和4年度高森町一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

先決しました内容は、ふるさと応援寄附金の状況に応じた増額補正と確定申告に

伴う還付金の増額補正となっており、歳入歳出それぞれ2億90万円を追加し、予算総額を102億5,454万3,000円とするものでございます。

7ページをお開きください。歳入について御説明申し上げます。第18款寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金額を今年度見込額より追加を計上いたしました。第19款繰入金につきましては、財源調整のため90万円を計上しております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。8ページをお開きください。第2款第1項第20目納税費につきましては、今回計上いたしました寄附金の増額分にかかる経費と既に予算化しておりますふるさと応援寄附金の返礼品等にかかる経費について、現時点で不足することが予想される分を合算して計上をさせていただきました。これは令和3年度、昨年度寄附分の定期便を含む返礼品発送が一部4月以降になるということで、その分の支払いが多かったためであり、今回追加で計上いたしました分につきましては、ふるさと応援基金への積立金を減額することで調整をしております。同款第2項第2目賦課徴収費につきましては、確定申告により1月に判明した住民税還付金を早期に返還するために、現行予算では不足する分を追加計上をさせていただきました。既に税額変更を通知をいたしております、3月補正では間に合わないため今回専決処分とさせていただきます。

以上、今回御報告いたしました補正予算について、その概要を御説明申し上げますが、御審議の上御承認賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（佐伯金也君） 提出理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。この採決は簡易表決とします。

お諮りします。本件について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第5 同意第1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（佐伯金也君） 日程第5、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選

任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げさせていただきます。

現在、高森町固定資産評価審査員を務めていただいております中村博光氏は、令和5年5月12日をもってその任期が満了しますが、引き続き同委員を務めていただきたく選任するものです。

同氏は、人格識見高く、固定資産評価委員として適任者であります。同委員の選任については地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を経る必要があることから提案するものです。

御審議をいただき御同意賜りますようお願いをいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐伯金也君）提出理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。この採決は簡易表決とします。

お諮りします。本件について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

—————○—————

日程第6 議案第2号 高森町観光交流センターの指定管理者の指定について

○議長（佐伯金也君）日程第6、議案第2号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君）議案第2号で御提案いたしました高森町観光交流センターの指定管理者の指定について、御説明いたします。

本議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次に掲げる項目につ

いて議会の議決を経る必要があるために提案するものであります。

まず、指定管理者の指定を行う対象施設の名称については、高森町観光交流センターです。

次に、指定管理者となる団体等の名称につきましては、高森町商工会会長、吉良嘉人氏です。

最後に、指定の期間については、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

なお、これまで同施設の指定管理者として指定しておりました高森町観光協会が、令和4年度末をもって解散されることから、新たに管理者の公募を行った上で、2月16日付け書面決議による選考委員会にて応募のあった1件について総合的に判断した結果、指定管理者として適切であるとの意見を尊重し、今回提案するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから議案第2号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第2号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐伯金也君）ありがとうございます。

全員起立です。したがって、議案第2号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第3号 高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について

○議長（佐伯金也君）日程第7、議案第3号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長、津留大輔君。

○生活環境課長（津留大輔君）おはようございます。

議案第3号で提案いたしました高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、高森町奥阿蘇物産館条例第11条及び高森町奥阿蘇キャンプ場条例第11条の規定に基づく指定管理者を指定するものでございます。

議案を御覧ください。対象施設は、高森町奥阿蘇物産館及び高森町奥阿蘇キャンプ場でございます。指定管理者となる団体の名称は、有限会社甲斐商店、代表取締役甲斐一郎氏。指定の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間です。

甲斐商店は、平成18年度から指定管理者として管理運営を行っており、これまでの実績等を鑑み、引き続き指定を行うことに問題はないと判断しております。指定管理者を指定するためには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提案するものでございます。

以上、今回提案しております内容について御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから議案第3号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第3号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐伯金也君）ありがとうございます。

全員起立です。したがって、議案第3号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第4号 高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について

○議長（佐伯金也君）日程第8、議案第4号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長、津留大輔君。

○生活環境課長（津留大輔君）議案第４号で提案いたしました高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、高森町奥阿蘇特産品加工場条例第１１条の規定に基づく指定管理者を指定するものでございます。

議案を御覧ください。対象施設は、高森町奥阿蘇特産品加工場でございます。指定管理者となる団体の名称は、有限会社ヴルスト阿蘇、取締役中村敏治氏、指定の期間は、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの１年間です。

ヴルスト阿蘇は、平成２０年度から指定管理者として管理運営を行っており、これまでの実績等を鑑み、引き続き指定を行うことに問題はないと判断しております。指定管理者を指定するためには、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を経る必要があるためこの議案を提案するものでございます。

今回提案しております内容について御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の理由とさせていただきます。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから議案第４号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第４号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐伯金也君）ありがとうございます。

全員起立です。したがって、議案第４号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

————○————

日程第９ 議案第５号 辺地に係る公共的施設の整備計画の策定について

○議長（佐伯金也君）日程第９、議案第５号、辺地に係る公共的施設の整備計画の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君）議案第５号で御提案いたしました辺地に係る公共的施設の整備計画の策定について、御説明いたします。

この整備計画は、事業実施に伴い必要となる財源の確保に関するものでございまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第３条の規定に基づき御提案するものでございます。

今回新たに辺地計画を策定する整備計画は、橋梁の架け替え及び補修にかかるものであり、この法律に基づく事業につきましては、辺地債の借入が可能となりますとともに、元利償還金の８０％が普通交付税の基準財政需要額に算入されることになり、町財政にとりまして有利なものとなります。

総合整備計画書を御覧ください。この計画により高森町橋梁定期点検で経年劣化による損傷や腐食などが確認された東黒岩橋の補修及び緑橋の架け替え工事を行い、橋梁の安全確保を図るものでございます。

各橋梁の事業の年次別計画につきましては、次ページの計画表のとおりでございます。

なお、今回提案の条件となります熊本県の計画の同意につきましては、令和５年２月２日付けで同意を得たところでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は高森町議会会議規則第３９条第１項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第５号は総務常任委員会に付託されました。

—————○—————

日程第１０ 議案第６号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（佐伯金也君）日程第１０、議案第６号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、馬原恵介君。

○総務課長（馬原恵介君）議案第６号で提案いたしました熊本県市町村総合事務組合の

共同処理する事務の変更及び規約の一部変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

市町村は、その事務の一部を共同処理するため総合事務組合を組織化しておりますが、構成団体である玉名市が熊本県市町村総合事務組合同規約第3条第10号に規定する交通災害事務から令和5年6月30日をもって脱退するため、同組合の規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があることから提案するものでございます。

御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。
討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから、議案第6号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第6号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐伯金也君）ありがとうございます。

全員起立です。したがって、議案第6号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第7号 工事請負契約の変更について

○議長（佐伯金也君）日程第11、議案第7号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会審議員、村上純一君。

○教育委員会審議員（村上純一君）議案第7号で御提案いたしました工事請負変更契約の締結について、御説明申し上げます。

令和4年第5回高森町議会臨時会において、議案第52号で提案し御決定をいただいております旧高森高校寮改修工事の請負契約について、工事内容の変更に伴い契約額を増額する必要があるため、御提案するものでございます。

変更契約の内容は、契約金額１億５，３５６万円を１，４０２万３，６６１円増額し、契約金額を１億６，７５８万３，６６１円とするものでございます。増額に至った理由といたしまして、昨年１０月末をもちまして全て施設内外の解体工事工程が完了した後に、当初設計段階では確認、把握することができなかった屋根部分や建物内部の既存防水部分の劣化やはがれによる一部漏水、部分漏水箇所を多数確認し、処置を施さなければ、今後広範囲において漏水が予想される等の当初設計では計上でき得なかった防水対策工事の必要性が生じ、また、施設老朽化に伴うモルタルの浮き、ひび割れや解体後の施設内部に多数見られたことから、本工事の施工に防水補修工事一式等を追加施工し、来月４月からの寮生活に支障が出ないよう対応したことによる増額でございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから、議案第７号、工事請負契約の変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第７号、工事請負契約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐伯金也君）ありがとうございます。

全員起立です。したがって、議案第７号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１２ 議案第８号 工事請負変更契約の締結について

○議長（佐伯金也君）日程第１２、議案第８号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君）議案第８号で御提案いたしました工事請負変更契約の締結について、御説明いたします。

令和４年第４回臨時会において、議案第４９号で提案し御決定をいただいております。

ました南阿蘇鉄道高森駅周辺整備第2期工事（A工区）の請負契約について、工事の進捗に伴い、契約額を増額する必要が生じたため御提案するものでございます。

変更契約の内容は、契約金額4億3,010万円を646万8,980円増額し、契約金額を4億3,656万8,980円とするものでございます。増額の理由といたしましては、新駅舎建築工事について、九州運輸局の指導による安全確保のためのプラットフォームへ誘導するホール内の誘導ブロックの追加、及び、駅舎の基礎の高さの変更に加え、駅舎の換気窓等の追加による増額でございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、総務常任委員会に付託されました。

—————○—————

日程第13 議案第9号 高森町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程第14 議案第10号 高森町個人情報保護法施行条例の制定について

日程第15 議案第11号 高森町個人情報保護審議会条例の制定について

日程第16 議案第12号 高森町実費弁償条例の一部改正について

○議長（佐伯金也君）日程第13、議案第9号、高森町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、日程第14、議案第10号、高森町個人情報保護法施行条例の制定について、日程第15、議案第11号、高森町個人情報保護審議会条例の制定について、日程第16、議案第12号、高森町実費弁償条例の一部改正については、高森町会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、馬原恵介君。

○総務課長（馬原恵介君）それでは、提案いたします議案第9号から議案第12号までの4議案につきましては、関連がありますので一括して説明いたします。

まず、議案第9号、高森町議会の個人情報の保護に関する条例の制定につきましては、令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法

律が公布されたことにより、個人情報保護法が改正されました。このことは国や地方におけるデジタル業務改革の進展や官民や地域の枠を超えたデータ利活用の活発化により、団体ごとの個人情報保護法制の相違がデータ流通の支障となり得ること等から、現行法制の不均衡や不整合を解消するため、個人情報保護制度の見直しが行われるものです。なお、改正後の個人情報保護法では、地方公共団体の機関から議会が適用除外となっているため条例を制定するものです。これは、国会や裁判所が改正法における個人情報保護制度の適用対象外とされていることとの整合性を図るためとされております。また、個人情報の対象としては、原則議会事務局の職員が職務上作成し、または取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとされております。

条例の内容について説明いたします。まず、第1章では、本条例の趣旨を説明しております。第2章では、個人情報の取扱いに関して、事務局で行う事務等の詳細について定めてあり、特に正確性と情報提供等の制限、義務についての明記がなされています。第3章では、個人情報ファイルについて定めてあり、議会が保有している個人情報等については、帳簿を作成し公表しなければならないとされております。第4章では、開示、訂正及び利用停止並びに審査請求について、具体的な内容、取扱い及び手続き等について明記されています。ほかに雑則、罰則の定め等を含め、全57条にわたり明記されております。なお、議会における個人情報等の適正な取扱いに関し、必要な事項については議長が定めるとされていることを示しております。

次に、議案第10号、高森町個人情報保護法施行条例の制定につきましては、先ほど説明いたしましたように、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことにより、個人情報保護法が改正され、地方公共団体等における個人情報等の取扱いに関する規律を上位法で規定することとなることに伴い、所要の例規の整備を行うもので、繰り返しになりますが、団体ごとの個人情報保護法制の相違がデータ流出の支障となる得ることから見直しが行われるものです。

条例の内容について説明いたします。まず、第1条では、本条例の趣旨を説明しており、第2条は用語の説明、第3条では、請求にかかる手数料についての内容となっております。第4条では、新たに設置する審議会の諮問による具体的な内容及び手続き等について明記されています。ほかに委任を含め、全5条にわたっております。また、本条例は4月1日施行のため、附則において、それまでの経過措置等について明記されているところでございます。

次に、議案第11号、高森町個人情報保護審議会条例の制定につきましては、前の2議案で説明いたしました条例に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営

を確保するため、審議会を設置し、その内容を条例で定めるものです。

条例の内容について説明いたします。まず、第1条から第5条については、審議会組織に関する説明となっております。第6条では、審議会の調査権限、第7条では、意見の陳述、第8条では、提出資料の写し等の送付等、公平な第三者機関である審議会の役割についての内容となっております。ほかに委任を含め、全9条にわたっております。なお、本条例は4月1日施行のため、附則において、それまでの間の経過措置等について明記されています。

最後に、議案第12号、高森町実費弁償条例の一部改正につきましては、前議案で説明いたしました高森町個人情報保護審議会条例を制定することに伴い、実費弁償条例の一部を改正するものです。なお、改正内容につきましては、新旧対照表で御確認いただきたいと思います。

以上、4議案につきまして、条例を制定及び一部改正するためには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものでございます。

御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

討論はありますか。

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから、議案第9号から議案第12号までを一括して採決します。この採決は起立によって行います。議案第9号、高森町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、議案第10号、高森町個人情報保護法施行条例の制定について、議案第11号、高森町個人情報保護審議会条例の制定について、議案第12号、高森町実費弁償条例の一部改正について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐伯金也君）ありがとうございます。

全員起立です。したがって、議案第9号、高森町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、議案第10号、高森町個人情報保護法施行条例の制定について、議案第11号、高森町個人情報保護審議会条例の制定について、議案第12号、高森町実費弁償条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。よろしゅうございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） それでは、11時20分から再開をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（佐伯金也君） 休憩前に引き続き、議会を再開いたします。

-----○-----

日程第17 議案第13号 未来のまちづくり事業継承基金設置条例の制定について

○議長（佐伯金也君） 日程第17、議案第13号、未来のまちづくり事業継承基金設置条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、馬原恵介君。

○総務課長（馬原恵介君） 議案第13号で提案いたしました未来のまちづくり事業継承基金設置条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現在、ふるさと応援基金の一部を活用している事業について、今後10年程度を見据えた事業にかかる経費を、未来のまちづくり事業継承基金として設置するものです。このことにより、継続して各種事業が実施可能であり、また、未来における一般財源への負担軽減を図るもので、健全で柔軟性のある財政運営に資するためには基金の設置は必要であると思われます。なお、今基金を活用して実施する事業は、ふるさと応援基金を活用している事業のうち、少子化対策、子育て支援対策及び持続可能な循環型社会の実現に向けた環境保全事業等、今後も継続して実施すべき必要がある事業を想定しております。

条例を制定するには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものです。

御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（佐伯金也君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は総務文教常任

委員会に付託されました。

-----○-----

日程第 18 議案第 14 号 高森町将来をになう人材育成基金設置条例の制定について

○議長（佐伯金也君）日程第 18、議案第 14 号、高森町将来をになう人材育成基金設置条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長、緒方久哉君。

○教育委員会事務局長（緒方久哉君）議案第 14 号で御提案いたしました高森町将来をになう人材育成条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

本条例は、国際交流、文化、スポーツなどの分野で活躍する高森町の将来を担う人材を育成することを目的とし、国際人材育成に関する事業とスポーツ関連事業の 2 つを柱とした事業の展開を想定しています。

具体的には、日々進む社会のグローバル化を見据え、より本格的に英語を使って授業を展開するオンライン英会話プログラムの実施や、国際交流や国際留学を希望する児童・生徒への費用の一部援助、プロスポーツ団体との連携活動などを想定しております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第 39 条第 1 項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第 14 号は総務文教常任委員会に付託されました。

-----○-----

日程第 19 議案第 15 号 高森町エンタメ業界と連携したまちづくり推進基金設置条例の制定について

○議長（佐伯金也君）日程第 19、議案第 15 号、高森町エンタメ業界と連携したまちづくり推進基金設置条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君）議案第 15 号で御提案いたしました高森町エンタメ業界

と連携したまちづくり推進基金設置条例の制定について、御説明いたします。

高森町ふるさと応援基金設置条例に定める対象事業の中に、エンタメ業界と連携したまちづくり事業も含まれておりまして、これまでも様々な事業に活用してきましたが、本年度においては、096k 絆プロジェクトなどの寄附者の意向に沿った基金を活用した事業を実施したところであります。

今後におきましても、高森高校マンガ科開設に伴う事業展開や、アフターコロナでの096k 熊本歌劇団の活動拡大などが見込まれておりまして、連携協定によるより一層の事業推進を継続して実施するため、新たにエンタメ業界と連携したまちづくり推進基金を設置することにより、事業実施のための財源を確実に担保することができるようになります。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐伯金也君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。1番、後藤巖君。

○1番（後藤 巖君） 1番、後藤です。

先ほどから基金の設置条例がきています。その中でふるさと納税を使った基金というのが2つ上がっている。そのふるさと納税は、目的をもった寄附であるということは再三再四町長のほうもTPCなどを使って言われております。その中で、ふるさと納税のサイトなどを見て、その目的、この目的に使ってくださいとかいう欄があったりします。その中でこの基金条例につきまして、また、例えば、そのふるさと納税のサイトにそういう項目を入れるのか、それとも今ある項目の中から振り分けるのか、そういう基金にどのような形で振り分けるのかということをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（佐伯金也君） 政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君） 1番、後藤巖議員の御質問にお答えいたします。

今現在、ふるさと納税の寄附金の使い道につきましては7項目設定してありまして、今回提案いたしました基金設置条例の件につきましては、この使い道を指定して寄附をしていただきました寄附金をその対象の基金に振り分けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐伯金也君） 1番、後藤巖君。

○1番（後藤 巖君） 1番、後藤です。皆さんに御挨拶を忘れておりました、こんにちは。

今、高森町がふるさと納税ですごく目立っていると、熊本県下におきましても前年度が1番だったと。肥後ジャーナルという名前を使っていいのかな、一部報道では熊本県下で一番だったということで、担当課の2人が取材まで受けて、どのような形で使ったとそのような記事も出ていました、先週。そういうところもあるので、いい条例というかいい基金だと思いますから、そこは中身をきっちり精査されて、基金を積んで、将来、未来に役立つように使っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐伯金也君）ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第15号は総務文教常任委員会に付託されました。

—————○—————

日程第20 議案第16号 高森町営学生寮設置条例の制定について

○議長（佐伯金也君）日程第20、議案第16号、高森町営学生寮設置条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会審議員、村上純一君。

○教育委員会審議員（村上純一君）議案第16号で御提案いたしました高森町営学生寮設置条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。

この条例制定の理由及び目的としまして、今年度に入り整備を進めてまいりました町営学生寮の整備が今月末をもって完了見込みとなり、新年度4月から当施設において、熊本県立高森高等学校の生徒及び高森町立高森中学校で遠隔地のため通学に困難が生じると認められる生徒を受け入れるために、当設置条例を制定するものであります。

高森町営学生寮の住所は、高森町大字高森2213番地5、2213番地8、2215番地の合筆地となり、男子寮1棟、女性寮3棟で構成し、男子寮の定員は42名、女子寮の定員は18名となるものです。

次に名称ですが、町営学生寮の名称は「たかもり時空和ベース」としております。これは、夢と志を同じくする若者が時間と空間、つまり時を共有するとがった場所であり、そしてこれからの時代を担う令和の若者たちにとって、マンガに代表される日本の文化「和」を高森町から世界に発信する基地、ベースとなるとの思い、願

いを込め名称を設定しております。

次に、当施設の管理につきましては、教育委員会で所管することとしており、月額
の寮費につきましては、高校生1か月当たり6万円、中学生1か月当たり4万2,000
円と規定しております。また、条例案第9条において、学生寮の管理運営上必要
があると認めた場合は、当該業務の一部または全てを委託することができると
しており、4月からの運営については、高森町営学生寮運営スキームプロジェクト
チームにおいて検討した結果によりまして、外部委託することで検討を進めてお
ります。候補の事業者につきましては、町内に所在を構え、人材育成を通じた地域
活性化に理解を得られる事業所で、入寮生の急患やケガ等の有事に対応できる体制
や実績、運営ノウハウを有している事業所が望ましいとのプロジェクトチームの
検討結果を受け、これまでに検討を重ね、社会福祉法人岳寿会に業務委託するこ
とで、令和4年12月に覚書の締結に至っております。

最後に、第8条におきまして、寮の運営については運営委員会を別に設置し、関
係者で連携し、入寮生の学校、日常生活をサポートする体制を整えてまいります。

以上、条例制定内容を御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りま
すようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、総務
文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第16号は総務文教常
任委員会に付託されました。

—————○—————

日程第21 議案第17号 横町子ども公園設置条例の制定について

○議長（佐伯金也君）日程第21、議案第17号、横町子ども公園設置条例の制定につ
いてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長、津留大輔君。

○生活環境課長（津留大輔君）議案第17号で提案いたしました横町子ども公園設置条
例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度に新たに整備した横町子ども公園について、地方自治法第
244条の2の規定に基づく公の施設の設置及びその管理に関する事項を定める条

例を制定する必要があるため提案するものでございます。

条例案を御覧ください。第1条で目的、第2条で公園の名称と位置、第3条で公園の利用料、第4条で行為の禁止、第5条で損害賠償義務、第6条で雑則をそれぞれ定めております。条例を制定するためには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提案するものでございます。

以上、今回提案しております内容について御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第17号は総務文教常任委員会に付託されました。

—————○—————

日程第22 議案第18号 高森町復興基金設置条例の廃止について

○議長（佐伯金也君）日程第22、議案第18号、高森町復興基金設置条例の廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、馬原恵介君。

○総務課長（馬原恵介君）議案第18号で提案いたしました高森町復興基金設置条例の廃止について、提案理由を御説明申し上げます。

平成28年熊本地震による災害からの早期の復興を図るため、平成29年12月に本基金の設置条例が制定されました。その後、当該基金を活用し、各種事業に取り組んでまいりましたが、令和4年度中に実施した事業によって基金残高がなくなり、基金の当初目的も達成された考えるため、本基金を廃止するものです。

条例を廃止するためには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものでございます。

御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから、議案第18号、高森町復興基金設置条例の廃止についてを採決します。
この採決は起立によって行います。

議案第18号、高森町復興基金設置条例の廃止について、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（佐伯金也君）ありがとうございます。

全員起立です。したがって、議案第18号、高森町復興基金設置条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第19号 高森町職員の定年等に関する条例の一部改正について

日程第24 議案第20号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（佐伯金也君）日程第23、議案第19号、高森町職員の定年等に関する条例の一部改正について、日程第24、議案第20号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、高森町会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、馬原恵介君。

○総務課長（馬原恵介君）それでは、提案いたします議案第19号及び議案第20号につきましては、関連がありますので一括して説明いたします。

まず、議案第19号、高森町職員の定年等に関する条例の一部改正につきましては、令和3年6月に公布された地方公務員法の一部を改正する法律に基づき改正するものであり、改正に伴いまして定年の延長、これは令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和14年度から65歳で定年とするものでございます。

次に、役職定年制の導入。基本的には管理職手当の支給対象となっている職は60歳まででございます。それから、定年前再任用短時間勤務制の導入。60歳に達した日以降の職員については、フルタイムで勤務することができますが、本人の希望により短時間勤務の職に採用することもできる等とされております。なお、本条例2条の規定により、職員は定年に達したときには、定年に達した日以降における

最初の３月３１日に退職するとされております。

また、改正内容につきましては、ただいま説明した内容に加えまして、役職定年制は導入されますが、特別の事情がある場合は例外措置を講ずることができるや、暫定期間、これは令和１２年度までですけれど、定年となった職員は暫定再任用として６５歳まで再任は可能である。任命権者は６０歳以降の任用、給与、退職手当に関する情報の提供とその職員の勤務の意思を確認するよう努めるものとされております。

次の議案中に含まれますが、当分の間、６０歳を超える職員の給与月額、６０歳前の７割水準に設定する等があります。

なお、改正内容につきましては、新旧対照表で御確認いただきたいと思います。

続きまして、議案第２０号でございます。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、前議案で説明いたしました高森町職員の定年等に関する条例の一部改正に伴いまして、この条例で高森町一般職の任期付職員の採用等に関する条例、高森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、高森町職員の分限の手続き及び効果に関する条例、公益法人等への高森町職員の派遣等に関する条例、職員の勤務時間・休暇等に関する条例、高森町職員の退職管理に関する条例、職員の育児休業等に関する条例、高森町一般職員の給与に関する条例、高森町職員等の旅費に関する条例、高森町職員の再任用に関する条例、以上１１条例の一部改正及び廃止が必要となりました。

主な改正点といたしましては、改正の規定の整備を行うとともに、再任用や再任用短時間勤務職員の呼称が「定年前再任用短時間勤務職員」に改められています。先ほども説明いたしましたが、高森町一般職員の給与に関する条例附則の３項において、当分の間、職員の給料月額が１００分の７０を乗じて得た金額とされております。

なお、改正内容につきましては、新旧対照表で御確認いただきたいと思います。

また、条例に必要な事項は規則で定めることとされております。

以上、２議案につきましては、条例の一部改正及び制定をするためには、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を経る必要があることから御提案を申し上げるものでございます。

御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明いたします。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから、議案第 19 号及び議案第 20 号についてを採決します。この採決は起立によって行います。

議案第 19 号、高森町職員の定年等に関する条例の一部改正について、議案第 20 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐伯金也君）ありがとうございます。

全員起立です。したがって、議案第 19 号、高森町職員の定年等に関する条例の一部改正について、議案第 20 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 25 議案第 21 号 高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（佐伯金也君）日程第 25、議案第 21 号、高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、馬原恵介君。

○総務課長（馬原恵介君）議案第 21 号で提案いたしました高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例につきましては、令和元年 12 月議会定例会において、制定に至った提案理由及びその際の質疑等により詳細説明を行っておりますが、3 年以上経過した現在も会計年度任用職員の給与については据置きとされておりました。令和 4 年 10 月の人事院勧告及び熊本県人事院会勧告に基づき、昨年 12 月に高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正が行われ、3 年振りに初任給及び 20 歳半ばまでの職員に重点を置き、併せて 30 歳半ばまでの月例給が改定されました。職員の給与改定に鑑み、また総務副大臣の要請通知によりこれに準じて会計年度任用職員の給料表の改定を行うものです。

なお、他市町村も同様に改定予定、もしくは改定済みであり、給与水準を保つためにも条例の改正が必要と思われます。

また、改正内容につきましては、新旧対照表で御確認いただきたいと思います。

併せて、令和５年度支給分から適用されることを申し添えます。

条例の一部を改正するためには、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものでございます。

御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから、議案第２１号、高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第２１号、高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐伯金也君）ありがとうございます。

全員起立です。したがって、議案第２１号 高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第２６ 議案第２２号 高森町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（佐伯金也君）日程第２６、議案第２２号、高森町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君）議案第２２号で御提案申し上げました高森町国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明をいたします。

令和５年４月１日から施行される健康保険法施行令等の一部を改正する政令等が公布されたことに伴い、高森町国民健康保険条例の一部を改正するものでございまして、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

改正の内容といたしまして、現在、出産１人当たりの出産育児一時金は４２万円ですが、その総額には産科医療補償制度の掛け金が含まれておりまして、その掛け金を除く本来の一時金の金額が４０万８,０００円から４８万８,０００円に引き上

げられます。また、先ほどの産科医療補償制度の掛け金は従来どおりの1万2,000円となり、出産一時金としての総額が50万円に引き上げになります。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上御承認いただきますようお願いいたしますして説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。
討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから、議案第22号、高森町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第22号、高森町国民健康保険条例の一部改正について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐伯金也君）ありがとうございます。

全員起立です。したがって、議案第22号 高森町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第27 議案第23号 令和4年度高森町一般会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第27、議案第23号、令和4年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第23号で御提案いたしました令和4年度高森町一般会計補正予算（第10号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、令和4年度の年度末を控え、歳入歳出全般にわたって補正するものでございまして、歳入歳出それぞれ1億3,451万1,000円を増額し、予算の総額を103億8,905万4,000円とするものでございます。

予算書の2ページをお開きください。予算の主な補正内容について、御説明をいたします。町税につきましては、現時点での収入見込額を671万円増額いたしております。第15款国庫支出金、第16款県支出金につきましては、各事業の決定通知や確定見込みにより調整を行うものでございます。

3ページを御覧ください。第19款繰入金につきましては1億7,077万円を減額いたしました。財政調整基金の減額、ふるさと応援寄附金の増額、または南阿

蘇鉄道復興応援基金や森林環境譲与税基金についても、充当事業の増減に伴い繰入額を補正をいたしております。第22款町債につきましては、熊本県との協議の中で増額が必要となった地方債等の補正を行っており、今年度借入予定としまして総額6億2,442万円となります。

4ページをお開きください。歳出全般にわたりまして必要経費の最終見込みにより主に減額補正をいたしておりますが、一部追加の補正をしております。

続きまして、6ページをお開きください。第2表繰越明許費補正につきましては、年度内の完了が見込めない事業について、翌年度へ繰り越すものでございます。

7ページを御覧ください。第3表債務負担行為補正につきましては、13項目を追加しております。このうち1番から10番までの項目については、令和5年度の一年分を計上、11番以降の項目はそれぞれ期間にかかる限度額を計上したものでございます。

8ページをお開きください。第4表地方債補正につきましては、新たな借入れ予定となりました事業について、追加で借入限度額を設定しております。また、先ほど申し上げましたように、熊本県との協議により6つの地方債の借入限度額を変更をいたしております。

歳出の中で今回増額となった主な事業については、予算書とは別にいつもの補正予算概要書をお配りいたしておりますので御準備のほどよろしくお願ひしたいと思います。

番号の1番について、御説明を申し上げます。南阿蘇鉄道高森駅周辺再開発事業について御説明を申し上げます。今年度、既に第1期工事に取りかかっている南阿蘇鉄道高森駅周辺の再開発事業について、令和5年度に実施予定の第2期工事にかかる費用を計上をいたしました。国の補助金の事業の活用を予定しておりますが、国の予算が今年度の補正予算であるため、本町においても今回のタイミングで予算を計上させていただき、来年度への繰越事業として設定する予定でございます。事業費につきましては、国からの補助事業の裏、残りの分をふるさと応援寄附金や企業版ふるさと納税寄附金、または高森、南阿蘇鉄道のファンの方からの寄附金等を活用を予定をしております、引き続き町の負担がない駅の整備を目指してまいりたいというふうに考えております。南阿蘇鉄道におきましては、7月の全線復旧やJRへの乗り入れ等を急ピッチで各事業を現在進めておりますので、何とぞ御協力のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2番目の出産子育て応援給付金事業について、御説明申し上げます。こちらにつきましては、妊娠期間中や出産後の経済的支援として、妊娠中に5万円、出産後に5万円を支給するものであり、国の補正予算（第2号）で追加された事業

でございます。この事業は、妊娠時から出産、子育てまで一貫した伴走型の支援と経済的支援を一体的に実施することを目的としており、今年度の対象者の方には、町から状況をお尋ねするアンケート及び申請書をもう既に送付をいたしておりますので、必要事項を御記入の上、住民福祉課まで御提出いただくことで支給が可能となります。

なお、先ほど申し上げましたとおり国の補正予算の関係で、今回のタイミングでの予算計上となった事業がありましたが、年度内の事業完了を予定しております。

以上、今回御提案いたしております補正予算についてその概要を御説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたが、時間がやがて12時になりますので、質疑につきましては休憩後ということで、ただいまから1時間ほど休憩を取りたいと思いますが異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）それでは、暫時休憩をし1時から再開をいたします。

—————○—————

休憩 午前0時02分

再開 午後1時00分

—————○—————

○議長（佐伯金也君）休憩前に引き続き、議会を再開いたします。

日程第27、議案第23号、令和4年度高森町一般会計補正予算について、提案理由の説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君）5番、後藤です。

予算書の6ページに繰越明許費の補正が掲載されております。今から質問することは、私が所属しております産業厚生常任委員会の案件でありますので、詳細については委員会において担当課長さんのほうからお聞きしたいと思いますが、ここでは町長さんのお気持ちについてお伺いしたいと思います。

この土木費の片山下山線道路改良事業でございます。この事業につきましては、昨年度のこの3月定例会の折に4年度予算ということで予算提示がされております。本来は、4年度は辺地計画では当初3,000万という計画だったのを、5年度分を前倒しして、要するに4年度中に終わりたいというお気持ちで1億2,000万になったというふうに私は理解しておりますし、その後、6月の議会におきましても国から来る補助金等が減ったと、どうされるのかという中で辺地債を起こしてす

るというお話もいただきました。町長さんとしては、この事業に対して4年度中完成を目指しておられたと私は自負しておるわけなんです、結果的に1億2,000万の総事業費のうちの6,700万が繰越しということになったということは、現時点、半分以下の事業ということになっております。町長さんとしても4年度中に完成したいという気持ちがある中で、諸事情により繰越しとなったというふうに理解しておりますが、町長さんのこの気持ちをお聞かせいただきたいなと。というのが、やはり私たちはこの定例会を最後に、議員残る人もおるかもしれませんが、どうなるかわかりません。そういう中で私たちが携わってきたこの予算、事業等について町長さんのお考えをお聞かせいただきたい。

もう一つは、繰り越して来年度、5年度には完成するというふうには思いますが、いつも私はお聞きしているのは、その後の大分との交渉の状況がどうであるのかということもこの場でお答えをいただきたいなというふうに思いますので、どうか町長さん、よろしくお願いいたします。

○議長（佐伯金也君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）5番、後藤三治議員の御質問にお答えをいたします。

繰越しについてでございますが、当然事業を申請する段階で計画というのがございます、その通りに運ぶのがベストだと思います。これは議員がおっしゃった片山下山線のみならず、全ての事業がそうじゃないかなと思います。しかし、制度上繰越しというのは法律上認められておまして、そのときにはそれなりの理由がないといけないということで、ここに関しては建設課のほうの詳細についてはよく説明するとは思いますが、支障木であったり物の撤去であったり、かなり想定よりも時間がかかるという説明を建設課から受けております。当然、ここ以外も繰越しもありますし、例えば災害とかであれば事故繰りまで制度上ございますので、最終的には安全で安心なこの工事をしっかりルールの中でやっていくということがベストじゃないかなというふうに考えております。

議員がおっしゃったこれから先のこと、私これ議場で何度も申し上げますが、高森町が国に申請している、県を通じて国に申請している計画は、町道片山下山線の道路改良事業でありまして、ここでひと区切り、ここまでが高森町が正式に申請をしているところです。今後、当然これは現在竹田市とですね、御存じのように包括連携協定を結びましたので、当然、道路だけじゃなくて一番はやはり南海トラフの対策、これが一番になると思いますし、協定の内容を見ましても包括的な協定ですから、進めていかなければいけない。まずは、そのためには現時点でお互いが何を求めているのか、そしてお互いがどういう事業を一緒にやっとうとするのかという協議の段階を今進めているところです。今後、これは今私がここで明言はでき

ませんが、今後、通常の包括協定であれば、例えば包括協定に基づく業務、包括協定の中身のもっと細かくする業務委託等々の事業を、普通であれば包括協定になればやっていくというふうになっておりますので、今後その方向性で話し合いを進めていけばいいかなと思っております。竹田との協定は道路だけではありません。道路も大事かもしれませんが、まずはこの協定書に基づく流れに沿って進めていく。そのためにはどうしてもしっかりした資料を作成しなければいけない。そこは竹田さんのタイミングもあると思いますし、ちょうど統一地方選の年ですので、そこはその次の段階になるのではないかなというふうにそこは予測をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 5 番、後藤三治君。

○5 番（後藤三治君） 5 番、後藤です。

町長さんのお気持ちを聞かせていただきました。基本的には要するにその年度に立てた事業については、そのときに年度に終わるのがベストだが、諸事情があつてできなかったというお話をいただきました。さらに竹田市との関係につきましては、包括連携の一般質問のときにも申し上げさせていただきましたけれども、この機会にそういう計画があるのであれば優先してでもお話をすべきではというお話もしたところでありますが、現時点において道路だけでなくほかの問題もあるというお話であります。いずれにしましても、この道路がそういった目的のもとに年々はっきり言いまして増額してきたわけでありますから、やはりその目的に沿うように事業が進められるよう今後も努力していただきたいというお願いをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐伯金也君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は高森町議会会議規則第 3 9 条第 1 項の規定により、各常任委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 2 3 号は各常任委員会に付託されました。

—————○—————

日程第 2 8 議案第 2 4 号 令和 4 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君） 日程第28、議案第24号、令和4年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君） 議案第24号で提案いたしました令和4年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算から5,640万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億2,014万5,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。第2表債務負担行為の補正で5項目を追加しております。これらの全ての項目については、令和5年度の1年分の限度額を計上したものです。

歳入予算の主なものについて、御説明を申し上げます。

7ページをお開きください。第1款国民健康保険税につきましては、第1目一般被保険者国民保険税を総額で915万4,000円を増額しております。いずれも直近の保険税賦課額及び収納率を勘案し、算定して見込んだものでございます。同じく第6款県支出金、第1項第1目保険給付費等交付金を6,900万円減額をしております。医療費が減少する見込みとなったための減額としております。

8ページをお開きください。第10款第1項第1目一般会計繰入金を総額で43万6,000円減額をしております。

続きまして、歳出予算の主なものについて、御説明申し上げます。

9ページをお開きください。第2款第1項第1目一般被保険者療養給付費については、令和5年2月末までの見込みにより6,000万円を減額をしております。同じく第2款保険給付費、第2項第1目一般被保険者高額療養費を900万円減額をしております。同じく第2款第4項第1目出産育児一時金を126万円減額をしております。

10ページをお開きください。第6款第2項第1目特定健康診査等事業費で総額121万円を減額をしております。第9款第1項第8目その他償還金については、令和3年度特別調整交付金実績報告に伴う県への返還金を101万増額をしております。

11ページをお開きください。第10款予備費につきましては、予算の調整を行っております。

以上、今回提案いたします補正予算の主なものについてその概要を説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（佐伯金也君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第24号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第29 議案第25号 令和4年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第29、議案第25号、令和4年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君）議案第25号で提案いたしました令和4年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算から132万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,412万4,000円とするものでございます。

歳入予算の主なものについて、御説明申し上げます。

6ページをお開きください。第5款第4項第1目後期高齢者医療広域連合事業受託事業収入について、令和5年2月末までの事業見込みに伴い、総額で169万4,000円減額をしております。

続きまして、歳出予算の主なものについて、御説明申し上げます。

7ページをお開きください。第3款第1項第1目健康診査費については、後期高齢者医療の健診受診者は当初より減ったことにより169万3,000円減額しております。同じく第3款第1項第2目保険事業費については、不用額の10万円を減額しております。第5款予備費につきましては、予算の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について御説明いたしましたが、御審議の上御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第25号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第30 議案第26号 令和4年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第30、議案第26号、令和4年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君）議案第26号で提案いたしました令和4年度高森町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算から18万8,000円を増額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ11億1,616万円とするものでございます。

4ページをお開きください。第2表債務負担行為補正で7項目を追加しております。これら全ての項目については、令和5年度分の1年分の限度額を計上したものでございます。

歳入予算の主なものについて、御説明申し上げます。

7ページをお開きください。第5款第1項第1目介護保険給付費では、現年度分の実績見込みとして18万8,000円を増額しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて、御説明を申し上げます。

8ページをお開きください。歳出全般については、年度末へ向けての不用額の減額を行っております。第7款第1項第2目償還金につきましては、国への令和3年度介護保険事業費補助金（過年度分）返還金を2万1,000円増額しております。

9ページをお開きください。第8款予備費につきましては、予算の最終調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について御説明いたしましたが、御審議の上御決定いただきますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、産業

厚生常任委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第26号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第31 議案第27号 令和4年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第31、議案第27号、令和4年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、岩下徹君。

○建設課長（岩下 徹君）議案第27号で提案いたしました令和4年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、年度末の実績見込み等によるものでございまして、歳出予算内の予算調整を行うものであり、歳入歳出予算総額の増減はございません。

予算書の4ページをお開きください。4ページ、第2表債務負担行為補正につきましては、令和5年度の年度当初から1年間の債務が発生する5つの項目について、それぞれ限度額を計上するものでございます。

7ページをお開きください。7ページ、歳出予算につきましては、本年度の実績見込みにより減額する項目が主でございしますが、需用費の光熱水費につきましては、電気料金の高騰を受け160万円を増額計上いたしております。また予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について御説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第27号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第32 議案第28号 令和4年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算に

ついて

○議長（佐伯金也君）日程第３２、議案第２８号、令和４年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、岩下徹君。

○建設課長（岩下 徹君）議案第２８号で御提案いたしました令和４年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第３号）について、御説明いたします。

今回の補正は、年度末の実績見込み等によるものでございまして、歳出予算の中で予算調整を行うものであり、歳入歳出予算総額の変更はございません。

予算書の４ページをお開きください。４ページ、第２表債務負担行為につきましては、令和５年度の年度当初から１年間の債務が発生する業務について、限度額を計上するものでございます。

７ページをお開きください。７ページ、歳出予算につきましては、本年度の実績見込みにより光熱水費を減額いたしております。また予備費につきましては、収支の調整を行ったものでございます。

以上、今回提案しております補正予算について御説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第３９条第１項の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第２８号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第３３ 議案第２９号 令和５年度高森町一般会計予算について

○議長（佐伯金也君）日程第３３、議案第２９号、令和５年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第２９号で御提案いたしました令和５年度高森町一般会計予算について、御説明を申し上げます。

１ページをお開きください。今回提案しております歳入歳出予算の総額は５８億５,０００万円となっております。

7 ページをお開きください。第2表債務負担行為につきましては、複数年にかけて歳出が見込まれるものについて、期間と限度額を設定するものでございます。

続きまして、8 ページをお開きください。第3表地方債につきましては、令和5年度に実施予定の各事業につきまして、起債限度額を4億6,130万円設定いたしました。借入れの主な理由といたしましては、高森駅周辺の無電柱化事業、現在県が行われている無電柱化事業の延長のところですね。それと国からの国土強靱化計画の橋梁長寿命化対策事業等の経費にかかるものになります。

続きまして、予算の概要について御説明を申し上げます。予算とは別に、当初予算概要書をお配りしておりますので、主な部分について御説明いたしますのでお手元に御準備のほどをお願いしたいと思います。

まずは、高森町一般会計当初予算概要書の1番の当初予算編成にあたってというところです。令和5年度は、統一地方選が行われる年であり、本町においても町長及び町議会議員の改選が行われることに伴い、当初予算は骨格予算となります。しかし、骨格予算とはいえ、既にその執行が確定しているものや国の事業や県の事業に関連する事業等については、これは町政の推進に支障を期さないよう配慮しながら予算編成にあっております。

また、近年、寄附をいただいておりますふるさと応援寄附金制度の活用及び税及び料の適正な徴収による自主財源を確保することで、限られた財源の中で最大限の効果が発揮できるよう予算編成を行いました。前回、私が骨格予算を組ませていただいたときと比較して13億3,500万円の増額となっておりますが、主なものは、南阿蘇鉄道高森駅周辺再開発事業や、町の学生寮、役場北側駐車場などのハード事業、またそれとふるさと応援寄附金にかかる返礼品の経費等々、また特別交付税措置がなされる地域おこし協力隊や集落支援員といった制度を積極的に活用している点が予算増額の主な要因として上げられます。

続きまして、6番に移ります。町債残高の推移をお開きください。これは臨時財政対策債を除くというところです。町債の残高につきましては、平成23年度就任以降、横ばいである程度推移をしておりましたが、デジタル防災無線の整備ですね、これと橋梁の整備事業等並びに災害復旧事業等により、近年は増加傾向となっております。なお、このグラフを含め現在公表している町債残高の数値、これが大事ですけど、決算統計により算出しておりますので、ここは交付税措置される額も含まれており、そういったのちのち町に返ってくる金額を差し引くと、実質的な町の負債、町債の残高は約11億4,200万円ということになります。これまで職員の方が交付税措置の大きな地方債を貴重な財源と捉え、これを効果的に活用しており、市町村の財政が健全かどうかを示す実質公債費比率、これは私が就任したときは1

1.7%だったわけですが、令和3年度決算では5.6%と数字が減少しておりますので、そこは申し添えさせていただきたいと思います。

続きまして、7番を御覧ください。財政調整基金残高の推移を御覧ください。これは平成27年末に基金残高は一時過去最高額と、そのときはなったんですが、それから熊本地震の経常的経費の増加に伴い減少した年もございましたが、令和元年度からは毎年過去最高額となる増加傾向にあります。これは令和4年度に実施いたしました緊急経済対策高森町民一律給付金、5万円の給付金です、と物価高騰対策、これは町の事業所等に支援給付金を出すということで、4億円を超える取り崩しを全て合わせてやっておりますが、年度末のですね、この年度末、要は3月31日までの年度末の地方交付税の増加だったり、特別交付税のこのひもが付いて下りてくる分も含めて、令和4年度末は若干の減額、4億円使っても若干の減額となるのではないかなというふうに想定をいたしております。それが7番のR4見込みというところでございます。

続きまして、8番、引き上げ分の地方消費税充当経費をお開きください。ここは議員さんにとっても大事なところだと思いますが、26年4月に消費税が5%から8%に上げられたときのこの3%の分は、各自治体の社会保障施策の財源に充てることというふうにされております。また、令和元年度10月に10%に、8%から引き上げられたときも同様に取り扱うということになっております。令和5年度当初予算では、引き上げ分の地方消費税交付金を7,200万円と見込んでおり、赤字で囲んだ形で充当予定としておりますので、御確認をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、これも大事な入湯税ですね、この使途、使い方の状況についてを御覧ください。これも入湯税について、環境衛生施設及び観光の振興等に要する費用に充てるというふうになっております。これは目的税でありますので、その趣旨どおりに具体的事業費への充当について、その使い方を明確にしなければいけないというふうになっておりますので、明確にさせていただいております。既に年2回作成している財政事情において公表は行っておりましたが、平成29年度からは当初予算の概要書においても公表を高森町はいたしております。具体的には、下の表に作成しているとおり、観光費に充当することといたしております。

続きまして、令和5年度高森町一般会計当初予算概要書について、御説明を申し上げます。

1番の無電柱化推進計画事業、御存じの現在、国土交通省熊本県が無電柱化を行っていただいております。今後、議会にも説明したように、この沿線の道路、つまり町道の部分を町がやっていくということになります。下に大まかなスケジュール

は予定ですけど書いておりますので、御確認をしていただきたいというふうに思います。これは非常に国からの交付金、つまり補助金がかなり大きいです。62.7%いただいております。これは補助額が1億6,929万円と補助金がなっておりまして、起債は1億70万円で、これは交付税措置額が7,049万円になっております。町の実質負担が3,022万円になっておりますので、大変コスト的にはいい事業かなというふうに思っているところでございます。道路が62.7%とか付くことはありませんので、今から橋梁等、例えば計画に基づくこの無電柱化だったり、こういう計画が補助金のパーセンテージが非常に上げてくるんだなというところを実感しているところでございます。

続きまして、これも2番もそうですけど、これは橋の長寿命化対策事業です。これも説明をいたしておりますが、これは国の強力な指導によって高森町がやらないとか、どこがやらないとかではなくて、きちっとまずは精査をして順次やっていかなければいけないというふうになっておりまして、ここに書いてあるとおりでございます。やはり橋梁の補修をするということは非常に大事でございますが、今後も非常に補助率も、これも62.7%と非常に高いわけでございますが、この分、逆を言いますと、国の予算のパイは決まっておりますので、来年度の予算のパイを見ますと、やはり道路事業に充てる金額が下がってくるのではないかなと、国の当初予算を見ればですね、思っております。非常に通常の道路事業が今後3年から5年間ぐらいは非常に厳しいんじゃないかなと。やるとするなら単費でやらなければいけないやつも出てくるのではないかなと予測をしているところです。

続きまして、土砂災害危険性住宅、この移転促進事業ですね。これも土砂災害特別警戒区域にある住宅の移転を促進する事業でありまして、これも熊本県のほうから、国を通じて県のほうから全額出ますので町の負担はございません。

続きまして、4番の南阿蘇鉄道のこの経営対策補助金ですが、これは老朽化した車両の更新にかかる経費を補助しますと。これは本当に職員の皆さん含めてですね、南鉄の職員さん頑張られたなと思いますが、そもそも上下分離を導入できたというところからスタートしておりまして、車両設備は非常に起債が使いにくいわけなんです。ですから今までも高森町もですね、例えばトロコ列車とかは、宝くじ助成金を入れて、残りは自治体が負担していくというようなやり方を取っておりました。今回、この上下分離の導入により、非常に国のほうもお話を聞いていただいて、車両導入費だったり、非常に新しい多言語案内機とか、ここに関しても国が2分の1をいただけると、そして残りの2分の1の3分の1を熊本県が支払うと、つまり南阿蘇村と高森町は12分の1、当初予定していた金額の12分の1ずつになったというところでございます。非常にこれは計画に乗せていただいた熊本県にも感謝し

なければいけないかなと思いますし、今後、半永久的に熊本県も一般社団法人の株主として上下分離で下の会社に熊本県が入りますので、今後も県も負担が増えていくと思いますが、本当に前のめりに対応していただいたことに感謝申し上げたいとおもいます。

5番は、この南阿蘇鉄道の新しい管理機構の鉄道経営対策補助金でございます。これも同様でございます、枕木ですね、枕木に起債を使えるというのは本当にありがたいことだなというふうに思っております。

続きまして、南阿蘇鉄道がきまして、マイナンバー、次は7番のマイナンバーカード取得推進事業ですね。これを継続させていただきたいというところで、現場の意向もそうでございますし、そもそも住民の方がぜひ継続していただきたいとお声が大変多いということで、これはしっかり延長しなければいけないかなというふうに思っているところでございます。

続きまして、8番の集落支援員ですね。この国の制度であるこの集落支援員制度、これは特別交付税のひもで付いてくる分で措置されますので、満額こちらが事業費ではなく、1人当たり445万円上限の中で要求した分に関しては、満額付いてきております。

続きまして、役場の北側防災駐車場の新設工事でございますが、これも工程によってここで出さなければ、提案しなければ、これは緊防災を使わせていただくということで、非常に率がいい緊防災ですので、ぜひこの起債、緊防災、これも使わせていただくと非常に町の負担が少なくなりますのでお願いしたいというふうに思います。

そして今後、これも事業としてずっと続いていきますので、次の世代の方も考えていただきたいんですけど、高森町の森林環境譲与税の活用事業ですね、これを今回提案させていただきました。高森町は非常に有効に使っているのではないかなと、ほかの自治体もいろいろ見ますけど、担当課が一生懸命考えられているなというふうに思っております。今後、やはりTSMCを含む半導体産業が、当然これは菊陽町だけじゃなくてあの周辺ですね、つまり東熊本地区になると思うんですが、あの地区にどんどん多分立地が増えてくると思います。そういうふうになったときには、やはり森林の整備というのが非常に大事になってきますので、これぐらいの税金、金額をいただいてもなかなか森林をずっと守っていくということができないのかなというところもございますので、町といたしましては、これは阿蘇郡市全体ですけど、郡市全体で考えてやはり森林を守っていかなければいけないという方向で、皆さん首長さんが現在話されております。どうにかこの地下水だったり、当然それにかかる森林の環境を守っていくというところを、阿蘇地域全体として、課題とし

て取り組んでいかなければいけないというふうに現在協議も進めているところでございますので、申し添えさせていただきたいというふうに思います。

以上、令和５年度当初予算の概要について御説明いたしました。よろしく御審議の上何とぞ御賛同賜りますようお願いをいたします。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います、質疑をされる方は、議長と手を挙げて質問をよろしくをお願いをいたします。質疑はありませんか。１番、後藤巖君。

○１番（後藤 巖君）１番、後藤です。はい、議長と言わなかったのは私のせいだと思います議長、申し訳ございませんでした。

では、令和５年度高森町一般会計予算について、３点質問をしたいかと思います。

予算書の若いページからいきたいと思いますので、予算書の５３ページ、そのまま説明のところでわかりますかね。真ん中のところに南阿蘇鉄道全線復旧イベント負担金として１５０万円計上されております。これについて、最初私が見たときに桁を一つ間違えているんじゃないかなと思うぐらい少額だったと、私の中では思っています。これも７月１５日に全線開通するわけです。そして恐らく南阿蘇村等ほかの自治体との兼ね合いもあってからのこの１５０万というところはわかります。そして高森町は骨格予算ですので、政策的な部分は出せない。南阿蘇村は通常のはずなんですけどね、そこも併せてこの１５０万という金額が出ている。そこには私からすれば、すごく少ない。やはりこの７０億、国費をかけて、しかも新しい鉄道、軌道法ですかね、整備法か、そこのスキームを変えて、言えばこのたび災害に遭ったくま川鉄道も全く同じような形でのスキームで復活する。それだけ意義のある事業だと私の中では思っております。その中で、当然７月１５日というスケジュール感を考えれば、次の６月の補正という形になってきます。その中で政策推進としては、どのような形、今後これについて捉えるか。私からすれば、高森町が単独でこれについている予算を上げてもいいんじゃないかと私は思いますが、まず答えを求めたいと思います。

あとの２点につきましては、予算書の６８ページ、これは概要書でもありますけれども集落支援のことです。集落支援員につきましては、私が所管する担当課の話でもありますし、ほかに一般質問にも若干被るようなところがあるかと思いますが、この予算の立て方について、例えば集落支援員報酬、介護予防推進員報酬という形で分けられて出されているというこの理由を聞きたいと思います。それについて、もし何もないければそのまま委員会で尋ねますし、ほかに何か策があつてのこの分け方をされているというのであれば、それについてちょこっとお尋ねしたいかと思います。

3点目は、ここの一般会計当初予算概要書の件についてです。これについては、もうこの3月定例会が最後の議会になるということで、総務課長がぜひとも発言がしたいという話をちょろっと聞いたものですから、ここについて、当然先ほど町長も説明されましたが、数字の、要は職員に対して教育とかそういうところを今後されるのか、やはり数字というのは大事です。公債費も当然、公債費の問題、地方債の問題、そういうところも全部含めた上で、職員に対して今後の教育というところがどのようにされるのかということを探ねたいと思います。

以上です。

○議長（佐伯金也君） それでは、政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君） 1番、後藤巖議員の御質問にお答えさせていただきます。

予算書53ページの南阿蘇鉄道全線復旧イベント負担金150万円の件でございますけれども、実は高森町の負担金150万円、南阿蘇村の負担金150万円、それと別にこの南阿蘇鉄道復旧支援対策実行委員会という名目で、県のスクラム補助金を要望する予定でございます。そちらの補助金を合わせまして合計約1,000万円程度の予算になります。この予算を使いまして7月15日の全線再開発の事前の周知、CMとか広告ですね。例えば、熊本駅のほうで、デジタルサイネージのほうで全線開通という事前の周知をしてもらってますけれども、そういった経費を含め、そういった周知活動を令和5年度も続けていきたいということで予定をしております。

あと、もちろん当日の7月15日のセレモニー部分もこの予算で見たいと思います。なおかつ、7月15日の全線開通時の記録動画の作成もこの予算で行いたいと思います。

それに併せて、もう一つ、新阿蘇大橋活性化協議会という協議会がございます。こちらは高森町と南阿蘇村と大津町のほうが一緒になって取り組んでいる事業でございますけれども、7月15日の全線開通に合わせてJRへの乗り入れも予定されておりますので、ぜひこの大津町も含めて一緒に事業をしていけたらということで、今現在計画をしております。

以上です。

○議長（佐伯金也君） 健康推進課長、住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君） 1番、後藤巖議員の御質問にお答えします。

集落支援員の予算の立て方についてですが、令和4年度までは健康推進課が所管しておりますので、私が今日は答弁させていただきます。

今までの集落支援員の活動を見る中で、令和5年度からは政策的な活動を行う集落支援員さんと、現行どおり健康推進課のほうで介護予防を中心に活動する集落支

援で分けております。

以上です。

○議長（佐伯金也君）総務課長、馬原恵介君。

○総務課長（馬原恵介君）1番、後藤巖議員の御質問にお答えさせていただきます。

発言の許可をいただきましてありがとうございます。

概要書等につきましては、今日職員のほうも仕事の合間でテレビを確認していると思うんですけど、やはり予算については、日頃より興味を持つという言い方もおかしいんですけども、事務の仕事をする上では非常に大事なことです。確認をしながら仕事をしているところでございます。新人につきましては、4月大体1日に入庁いたしますけれども、その職員については4月に、それから5年未満職員につきましては11月から12月頃の新年度当初予算を組む前に財政研修ということで、財政担当が中心となりまして研修を行っているところでございます。やはり予算書の見方でありまして、財務会計のあり方とか、そういったことを知らないことには仕事になりませんものですから、こういったのは早め早めに研修を行っているのが現状でございます。

ただ、後藤巖議員が御心配される点もあるかと思うんですけど、やはりなかなかやっていく上でも精通しない職員というのはいるものですから、今財政と話しているのが、今5年未満の職員に限っている研修をもうちょっと延ばして、6年、7年、8年とかですね、段々より深く研修を進めるのも必要ではないかというふうに考えておりますので、その点については来年度の担当にまた引き継ぎまして、研修等については進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐伯金也君）1番、後藤巖君。

○1番（後藤 巖君）答弁ありがとうございました。

その全線開通のイベントの件につきましては、7月15日が全線開通の日ではありますけれども、それ以後もイベント等もあると思いますし、それについて、例えば関連する産業とかそういうところとの兼ね合いもあると思いますので、イベント等についてはそういう形で、やはり周知という点については、もっと私は町としてもやってもいいのではないかと思いますのでよろしくお願いします。

先ほど馬原課長がいきなり答弁であれでしたけども、やはり数字というのは大事だと思います。そしてやはりこれからの職員を考えるにあたって、財政という部分というのは、やはり財政が強い人間というのは、それだけの業務にしても強くなれると私は思っていますし、これから数字というのをやはりより意識した取り組みを、課長、係長もいらっしゃいますけども進めていっていただけたらと。私たち議員も

実は1期目のときは、担当課の財政係から町の財政事情というところで説明を受けたりもしています。そういうところで私たちも勉強しなければいけませんし、職員の方たちも勉強していただけたらと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後、集落支援についてですけども、先ほど健康推進課長のほうから話がありましたが、私もこれ一般質問で所管替えというところ、これもちょっと話したこともあったかと思います。どうしても業務でやるのが政策的な部分、例えば文化事業とか、そういう部分に関するところも出てくるというところで、先ほど政策推進という話も出たと思いますので、もしこれはまだ先のことですから、今話せるだけでいいので、政策推進課としてどのような形でっていうのを課長のほうに一言だけいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（佐伯金也君）政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君）1番、後藤巖議員の御質問にお答えさせていただきます。

政策推進課所管となります集落支援員に関しましては、今現在、高森町民の総人口の約半分程度が居住されております大字高森地区において、本来総務省の定める集落支援員業務ですね、地域の課題解決や行政との橋渡し等の業務がありますが、それに加えて、先ほど議員さんおっしゃられましたとおり、文化活動等を通じました地域振興を図る活動、及び地域振興のための企画立案をしていただきたいと思います。と今のところ考えております。

以上です。

○議長（佐伯金也君）1番、後藤巖君。

○1番（後藤 巖君）政策のほうでというところで頑張っていたいただけたらと思います。

恐らくこれについては、一般質問等でも出てくると思いますし、また健康推進課は私の所管でございますので、そこでまた伺いたいと思います。

確かに住民の健康福祉に資する方もいらっしゃるし、中心にとか、文化事業面でされる方もいらっしゃる。イベントの実施によって活性化を図られる、いろんな得意分野とかその人によっていろいろアプローチが違うと思いますから、制度としては、先ほど説明にもありましたけども国からというところの財源がありますので、ぜひとも積極的な活用と、あとそれが住民に、いわゆるコーディネーターの役になる、地域と地域の課題と行政をつなぐ役になるというような形で運用をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐伯金也君）ほかございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、各常任委員会に付託されました。

お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。2時10分から再開をしたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）それでは、2時10分から再開をいたします。

-----○-----

休憩 午後1時58分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（佐伯金也君）休憩前に引き続き、議会を再開をいたします。

-----○-----

日程第34 議案第30号 令和5年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（佐伯金也君）日程第34、議案第30号、令和5年度高森町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君）議案第30号で御提案いたしました令和5年度高森町国民健康保険特別会計予算について、御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。今回、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,308万4,000円としております。前年度と比較しますと786万5,000円少ない予算総額となっております。

歳入の主なものについて、御説明を申し上げます。

7ページをお開きください。第1款第1項第1目一般被保険者国民保険税につきましては1億3,482万4,000円計上しております。県の標準保険料率の基礎となる所得総額等の数値から算出した賦課額に、予定収納率を乗じております。前年度と比較して818万5,000円少ない予算となっております。

8ページを御覧ください。第6款第1項第1目保険給付費等交付金については、保険給付にかかる普通交付金と保険者努力支援分等の特別交付金として7億9,8

93万8,000円を計上しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて、御説明を申し上げます。

12ページをお開きください。第1款第1項第1目一般管理費については、国民健康保険事業運営事務的経費として1,625万1,000円を計上しております。

15ページをお開きください。第2款第4項第1目出産一時金として昨年度より増額をいたしまして50万円を計上しております。

17ページをお開きください。第6款第2項特定健康診査等事業費の第1節報酬から共済費までと、第12節委託料及び第13節使用料及び賃借料は、全額国庫補助として実施する国保ヘルスアップ事業等を活用して予算を計上しております。

19ページをお開きください。第10款予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております予算の主なものについてその概要を説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）課長、出産一時金は今幾らって言った。

○健康推進課長（住吉勝徳君）訂正させていただきます。出産一時金500万です。失礼しました。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第35 議案第31号 令和5年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（佐伯金也君）日程第35、議案第31号、令和5年度高森町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君）議案第31号で御提案いたしました令和5年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について、御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,155万3,000円としております。前年度と比較して741万1,000円の増額となって

おります。

歳入予算の主なものについて、御説明を申し上げます。

6 ページをお開きください。第 1 款後期高齢者医療保険料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合が試算しました保険料負担金額 7,643 万 7,000 円を計上しております。第 3 款第 1 項第 1 目一般会計繰入金につきましては、事務費負担分と低所得者にかかる保険税軽減分の 4 分の 1 の町負担分等を合計 3,987 万 4,000 円を計上しております。

7 ページを御覧ください。第 5 款第 4 項第 1 目後期高齢者医療広域連合受託事業収入については、広域連合からの受託を受けて町が実施しています後期高齢者の健康診査業務、口腔歯科検診業務、一体的な実施事業における経費を 1,460 万 8,000 円を計上しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて、御説明申し上げます。

9 ページをお開きください。第 1 款第 1 項第 1 目一般管理費につきましては、一体的事業実施にかかる人件費、後期高齢者医療事業の運営のための事務費を総額で 1,021 万 5,000 円計上しております。

10 ページをお開きください。第 2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合が試算した保険料負担金及び保険基盤安定負担金の合計額で 1 億 1,433 万 7,000 円を計上しております。第 3 款保険事業費につきましては、健康診査費用及びあんま・針・灸の施術助成金等を総額で 599 万 4,000 円計上しております。

11 ページをお開きください。第 5 款予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております予算の主なものについてその概要を説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第 39 条第 1 項の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第 31 号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第36 議案第32号 令和5年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（佐伯金也君） 日程第36、議案第32号、令和5年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君） 議案第32号で提案いたしました令和5年度高森町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。歳入歳出の予算の総額をそれぞれ10億3,916万8,000円としております。前年度と比較しますと137万3,000円少ない予算総額となっております。

歳入予算の主なものについて、御説明を申し上げます。

6 ページをお開きください。第1款保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料を1億9,074万円計上しております。次に第3款第1項国庫負担金として1億6,975万4,000円を計上しております。

7 ページに渡りますが、第2款国庫補助金として、調整交付金や介護予防推進のための地域支援事業交付金等総額を9,945万6,000円計上しております。第4款支払基金交付金を総額で2億5,800万8,000円計上しております。これは40歳から64歳までの第2号被保険者の介護保険料にかかる負担金で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。第5款第1項県負担金1億3,534万6,000円を計上しております。介護給付にかかる県からの負担金であります。

8 ページをお開きください。第6款第1項一般会計繰入金を総額で1億7,447万8,000円計上しております。介護給付費地域支援事業費にかかる法定繰入及び事務費にかかる繰入でございます。

続きまして、歳出予算の主なものについて、御説明申し上げます。

10 ページをお開きください。第1款第1項一般管理費として、人件費をはじめ介護事業運営のための一般的な経費として2,095万円計上しております。

11 ページをお開きください。第1款第3項介護認定審査費につきましては、介護認定調査等にかかる費用で945万5,000円計上しております。

12 ページをお開きください。第2款第1項介護サービス等諸費として8億4,792万4,000円を計上しております。同じく第2款第2項介護予防サービス等諸費を1,400万円計上しております。

13 ページをお開きください。第2款第4項高額介護サービス等費を2,600万円計上しております。続いて同じく第6款特定入所者介護サービス費を5,000万円計上しております。この第2款保険給付費の合計で9億3,877万4,000

0円と歳出予算総額の約9割を占めております。第5款地域支援事業費は、要介護・要支援状態となる前からの介護予防や、介護状態になっても介護サービス以外のサービスの自立した日常生活のための支援事業関連で、第1項介護予防生活支援サービス事業費として1,512万5,000円を計上しております。

14ページをお開きください。第2項一般介護予防事業費として288万円計上しております。第5款第3項包括的支援事業費（任意事業費）では、地域包括支援センター運営や地域生活の支援等を委託にかかる経費として総額2,231万4,000円を計上しております。

15ページをお開きください。第8款予備費については、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております予算の主なものについてその概要を説明いたしましたが、御審議の上御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第32号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

————○————

日程第37 議案第33号 令和5年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（佐伯金也君）日程第37、議案第33号、令和5年度高森町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、岩下徹君。

○建設課長（岩下 徹君）議案第33号で御提案いたしました令和5年度高森町簡易水道事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。令和5年度予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,003万2,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。第2表地方債につきましては、企業会計への移行準備として資産整理業務を昨年度から実施しておりまして、今年度、事業費の財源として過疎債580万円と簡易水道事業債590万円の借入限度額をそれぞれ設定するものでございます。

7 ページをお開きください。7 ページ、歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。第1款使用料及び手数料につきましては、水道使用料9,158万4,000円を計上いたしました。第3款繰入金の基金繰入金につきましては、令和3年度と令和4年度に買い替えを行いました国債の売却益を計画的に繰り入れし、業務費に充てることとしていることから280万円を計上いたしております。また、一般会計繰入金につきましては、地方債の定期償還分等にかかる繰入金として2,646万2,000円を計上いたしております。第4款財産収入につきましては、基金運用利子として443万4,000円を計上いたしております。

8 ページをお開きください。第5款繰越金につきましては、令和4年度からの繰越見込みとして1,045万9,000円を計上いたしました。第7款地方債につきましては、第2表で説明いたしました起債事業の財源として1,170万円を計上いたしております。

次に、9 ページ以降で歳出の主なものについて、御説明申し上げます。

第1款水道費の第2節委託料までにつきましては、昨年度とほぼ同じ内容でございますが、そのうち需用費の光熱水費につきましては、昨年度より600万円増の3,360万円を計上いたしております。

10 ページの一番上でございますが、水道事業企業会計移行資産整理業務委託につきましては、令和6年度の企業会計への移行を進めるための委託業務でございます。第2款公債費につきましては、起債の定期償還分としての元金と利子、合わせて5,263万5,000円を計上しております。最後に予備費といたしまして100万円を計上いたしました。

以上、今回提案しております当初予算の主なものについて、その概要を御説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして、提案説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第33号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 3 8 議案第 3 4 号 令和 5 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（佐伯金也君）日程第 3 8、議案第 3 4 号、令和 5 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、岩下徹君。

○建設課長（岩下 徹君）議案第 3 4 号で御提案いたしました令和 5 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお開きください。令和 5 年度予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2, 1 8 7 万円といたしております。

6 ページをお開きください。歳入予算の主なものについて、御説明申し上げます。

第 1 款財産収入につきましては、基金運用利子 1, 3 3 8 万 4, 0 0 0 円、第 2 款繰入金につきましては、事業運営のための必要経費として基金繰入金 7 9 8 万 6, 0 0 0 円を、また、第 3 款繰越金につきましては 5 0 万円をそれぞれ計上をいたしました。

次に、7 ページで歳出について、御説明申し上げます。

第 1 款農業用水費につきましては、第 1 0 節需用費の光熱水費におきまして、電気料金の高騰により昨年度より 4 8 0 万円増額し 1, 8 9 0 万円を計上いたしております。その他の節につきましては、経常的な経費として計上をさせていただきました。最後に第 2 款予備費といたしまして 5 0 万円を計上いたしております。

以上、今回提案しております当初予算の主なものについて、その概要を御説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。提案説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第 3 9 条第 1 項の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第 3 4 号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第 3 9 議案第 3 5 号 令和 5 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

○議長（佐伯金也君）日程第３９、議案第３５号、令和５年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君）議案第３５号で御提案いたしました令和５年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、御説明いたします。

予算書の１ページ目をお開きください。第１条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ９,０００円としており、令和４年度と同額となります。

６ページをお開きください。歳入予算について、御説明いたします。

第１款財産収入につきましては、自治体基金及び民間基金の利息の合計９,０００円を計上しております。

続きまして、７ページをお開きください。歳出予算につきまして、御説明いたします。

第１款第１項第１目鉄道経営対策事業費、２４節積立金につきましては、歳入予算と同様に自治体基金及び民間基金の利息合計９,０００円を計上しております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第３９条第１項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第３５号は総務文教常任委員会に付託されました。

—————○—————

日程第４０ 休会の件について

○議長（佐伯金也君）日程第４０、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。３月７日は一般質問でございます。３月８日、３月９日は休会にしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、３月８日、３月９日は休会とすることに決定しました。

なお、各委員会が開かれますのでよろしくお願いをいたします。

-----○-----

○議長（佐伯金也君）以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでございました

-----○-----

散会 午後 2 時 3 5 分